

令和7年度

東京都板橋区立板橋第一小学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

教職員・保護者・地域が一丸となって、いじめを防止し、子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう努力・改善していく。

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にできる温かな人間関係を築く。
- ・学校全体でいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- ・人権尊重の意識を高める。
- ・児童一人ひとりの変化に気づき、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめは人権侵害で有り、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、問題を早期に解決する。
- ・いじめに対して教職員、保護者、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組んでいく。

2 学校内組織の設置

学校いじめ防止等対策委員会（いじめ対策委員会）

（「いじめ防止対策推進法」第22条による）

（1）目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員

校長、副校長、主幹、生活指導主任、各学年生活指導部員、養護教諭
スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、担任

（3）内容

ア 板橋区立板橋第一小学校「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ 個人面談や相談の受け入れ、およびその集約

- ・個人面談やスクールカウンセラーの相談で、いじめの問題が挙げた際は学校全体で共有して対応していく。

オ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 具体的な取組

(1) 本校におけるいじめの防止

- ・思いやりの心や命の大切さ等にふれ、道徳や学級活動での指導を通して意図的・計画的・継続的に育む。
- ・道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育の推進を図る。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－（東京都教育委員会）」を活用し、いじめ防止に向けた取り組みを行う。
- ・いじめについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図り、全校一致の協力体制を確立していく。
- ・学校公開や保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた啓発を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・東京都教育委員会の「ふれあい月間」を活用し、実態把握調査を行う。
- ・いじめ調査のためのアンケートを実施する。
- ・個人面談やスクールカウンセラーの面談を活用し、児童又はその保護者からの聞き取り調査を行う。
- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、共通理解して取り組む。
- ・日頃から児童理解に努め、休み時間や給食中の児童の様子に目を配り、学習ノートや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・日頃から連絡帳、電話連絡、面談等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化を見逃さないように努める。
- ・スクールカウンセラーについて保護者に周知し、利用を促進する。
- ・教育相談関係機関のチラシを配布する等、いじめの把握や相談の充実に努める。

(3) いじめ防止等のための対策に努める教職員の資質の向上

- ・「人権教育プログラム（学校教育編、東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－（東京都教育委員会）」等の資料を活用し、いじめ防止のための研修を定期的に行うとともに、管理職等による指導助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・教科等授業や学校行事を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。
- ・文部科学省や東京都等が発行する啓発資料を活用し、保護者に対する啓発活動を積極的に行う。

4 いじめ防止対策年間計画

	活動内容・取り組み	保護者への活動
1 学期	・学校経営方針の内容の確認 ・いじめ防止啓発資料（概要版）による説明 ・児童に関する情報交換 ・小中一貫学びのエリア研修会 ・「学校生活についてのアンケート」実施・分析 ・いじめ防止に関する授業 ・ふれあい月間（6月） ・個人面談	・保護者会 ・個人面談 ・いじめに関する授業公開 ・道徳授業地区公開講座
2 学期	・児童に関する情報交換 ・小中一貫学びのエリア研修会 ・「学校生活についてのアンケート」実施・分析 ・いじめ防止に関する授業 ・ふれあい月間（11月） ・個人面談	・個人面談
3 学期	・児童に関する情報交換 ・小中一貫学びのエリア研修会 ・「学校生活についてのアンケート」実施・分析 ・いじめ防止に関する授業 ・ふれあい月間（2月） ・6年生を送る会	・学校アンケート ・保護者会
通年	・たてわり班活動 ・生活指導夕会（毎週金曜日） ・いじめ投書箱	・学校公開

5 重大事態への対処

（1） 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、以下の通り、第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

〈重大事案と想定されるケース〉

- ・いじめにより、当該児童が「相当な期間（年間30日を目安とする）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- ・児童が自殺を図った場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

〈組織の構成〉

- ・校内の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体としつつ、板橋区教育委員会の支援・協力を得る。
- ・板橋区教育委員会の指示のもと、警察署、子ども家庭総合支援センター、スクールソーシャルワーカー等、外部機関との連携を図る。

(2) 重大事態の連絡・報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等についてを、素早く板橋区教育委員会に連絡・報告する。

6 取組に関する点検と改善の方策

(1) いじめ問題への対応と評価

- ・児童に対しては、「いじめアンケート」を実施し、学校生活における心の在り様を調査する。学級、学年、学校でその結果をふり返る。

(2) 家庭や地域との連携

- ・学校だよりやホームページ等で学校評価の分析結果やいじめに係わる実態を周知するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止や対応に係わる学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- ・家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、校内のいじめ対策委員会を機能させ、事実関係の把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCA サイクルによるいじめ防止に係わる学校体制の推進

- ・本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
- ・短期評価・・・定期的な児童アンケートや情報交換等に基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善する。
- ・中期評価・・・児童へのアンケート調査、教職員による取組み評価アンケートを実施し、各期間の実態や変容を捉え、対応や体制等を改善する。
- ・長期評価・・・中・短期評価をもとに、次年度の「いじめ防止基本方針」を精査、改善する。